



咲洲コミュニティガーデニングクラブ 会員規約

第1条（目的）

立命館大学 EDGE+R プログラムにおける西尾レントオール株式会社 R&D 国際交流センターでの、期間限定のコミュニティガーデン活動を通じて、会員のガーデニングスキルアップを図り、人と自然、人と人、そして地域と企業のつながりを深めます。そして、秋～春先の彩りに満ちた和み空間となるプランターガーデンの企画・制作・育成を積極的に行うとともに、地域に貢献していくことを目的とします。

第2条（活動内容）

- ① ガーデニング交流活動（手入れ会、講座、摘み取り祭等）の企画・提案・実施
- ② コミュニティガーデンを通じたヘルスケアに関する情報共有・情報提供
- ③ その他、コミュニティガーデンに関する企画・提案・育成

第3条（クラブメンバー）

- ① 当クラブは、第1条の目的に賛同する有志によって構成します。

第4条（運営）

- ① 運営・活動においては、運営スタッフと相談・調整しながらおこなうものとします。
- ② 2月にクラブメンバーによる摘み取り祭を開催し、4か月間の活動報告と、育成してきた植物を使ったワークショップなどを行うこととします。
- ③ 事務局は、西尾レントオール株式会社 R&D 国際交流センターに置きます。

第5条（運営費）

- ① 会費は徴収せず、通常の運営及びガーデン制作・維持管理に必要な植物・物品は事務局で準備するものとします。

第6条（活動期間）

- ① 本クラブは2025年8月21日（木）～2026年2月28日（土）までを活動期間とし、2026年3月1日（日）をもって解散いたします。

第7条（入退会）

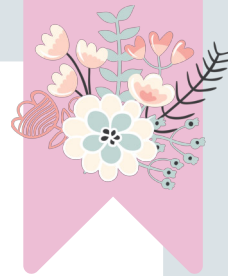
- ① 入会、退会の窓口は事務局とします。
- ② 入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、随時事務局へ提出します。入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届出なければなりません。
- ③ 入会后、退会を希望する者は、事務局にその旨をメールで申し出ることにより、クラブを退会することができます。

第8条（その他）

- ① 咲洲コミュニティガーデンは「みんなのガーデン」でありここで育成する植物・収穫物はすべて、会員の皆さまの共有物となります。
- ② 苗は原則事務局が用意いたします。希望により各自で苗を持参しても良いものとしますが、①のとおり会員皆さまの共有物となりますのでご了承ください。育成状況やトラブル発生時の責任は負いかねます。
- ③ 手入れ会以外での、会員による自主手入れで出たごみは各自でお持ち帰りください。
- ④ 手入れ会以外での、会員による水やりを行うことは自由としますが、水道は開栓しておりませんのでご自身でご用意ください。

第9条（附則）

- ① 本規約は、2025年8月21日より施行します。



咲洲コミュニティガーデニングクラブ 活動の手引き

育成する植物の取り扱いについて

コミュニティガーデンとは「地域の庭」を意味し、地域に住む個人またはグループが自主的に集まって花や野菜、果物、ハーブなどの植物を栽培するオープンスペースのことです。
 ここ咲洲コミュニティガーデンも、「多世代が交流できる！見て・摘んで・食べて楽しいみんなのお庭」がコンセプト。ここで育てる植物はすべて、会員のみなさま全員のものです。
 「〇〇さんのプランター」という区分けを無くし、誰もが集える素敵な空間をつくりあげingことを目的としています。

水やりについて

- ・原則、会員による水やりは月イチの定例会時のみとします。
- ・手入れ会以外での、会員による水やりを行うことは自由としますが、水道は開栓してありません。実施いただく場合は、じょうろやペットボトルなどをご持参ください。

ガーデンまでのアクセス方法について

- ・駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
 〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-12-75（A棟1F エントランス前）
 「コスモスクエア駅」2号出入口から徒歩約6分
 「トレードセンター前駅」1号出入口から徒歩約6分
- ・自転車でお越しの場合、駐輪場の使用は可能です。



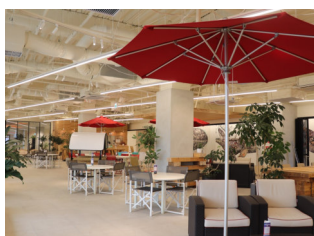
駐輪場までの行き方



その他

- ・活動中は適宜休憩を取りながら、体調にはくれぐれもご注意ください。
 （A棟2Fにはオープンラウンジがありますので、休憩される場合はそちらをご活用ください。）
- ・お手洗いはA棟1F（北側）にありますのでご自由にお使いください。

N-LOUNGE



トイレまでの行き方

